（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

①識別情報

1.個人番号	2.宛名番号

②連絡先等情報

1.氏名	2.性別	3.生年月日	4.住所	5.電話番号	6.世帯番号	7.続柄	8.世帯主氏名	9.送付先情報	10.振替口座情報

③業務関連情報

（1）賦課情報

1.自治体ｺｰﾄﾞ	2.個人番号	3.対象年度	4.履歴番号	5.ｻﾌﾞ履歴番号	6.初期登録業務日時	7.更新業務日時	8.更新ｼｽﾃﾑ日時	9.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名	10.更新ﾕｰｻﾞID
11.有効ﾌﾗｸﾞ	12.決裁状態	13.旧自治体ｺｰﾄﾞ	14.履歴判定	15.徴収区分	16.決議年月日	17.住民税異動区分ｺｰﾄﾞ	18.異動年月日	19.住民税整理番号	20.賦課資料区分ｺｰﾄﾞ
21.書式区分	22.無職無収入ｺｰﾄﾞ	23.均等割区分	24.均等割ﾊﾟﾀｰﾝ番号	25.入力区分	26.営業所得額	27.農業所得額	28.その他事業所得額	29.不動産所得額	30.利子所得額
31.配当所得額	32.配当所得額	33.株式配当所得額	34.公募外貸配当所得額	35.公募他配当所得額	36.その他配当所得額	37.所得税配当所得額	38.所得税株式配当所得額	39.所得税公募外貸配当所得額	40.所得税公募他配当所得額
41.所得税その他配当所得額	42.給与所得額	43.主たる給与支払額	44.従たる給与支払額	45.給与支払額内数專従者給与額	46.特定支出控除額	47.雑所得額	48.公的年金支払額	49.年金雑所得額	50.その他雑所得額
51.総合譲渡短期所得額	52.総合譲渡短期差引額	53.総合譲渡長期所得額	54.総合譲渡長期差引額	55.総合譲渡分特別控除額	56.総合譲渡特別設定ﾌﾗｸﾞ	57.総合譲渡逆算ﾌﾗｸﾞ	58.一時所得額	59.一時差引額	60.総合一時所得額
61.短期一般所得額	62.短期一般差引額	63.短期一般特別控除額	64.短期軽減所得額	65.短期軽減差引額	66.短期軽減特別控除額	67.長期一般所得額	68.長期一般差引額	69.長期一般特別控除額	70.長期特定所得額
71.長期特定差引額	72.長期特定特別控除額	73.長期軽課所得額	74.長期軽課差引額	75.長期軽課特別控除額	76.長期特別所得額	77.長期特別差引額	78.長期特別特別控除額	79.土地等雑所得額	80.超短期所得額
81.株式譲渡所得額	82.株式譲渡一般分所得額	83.株式譲渡新規公開分所得額	84.株式譲渡特別控除額	85.商品先物取引所得額	86.山林所得額	87.山林特別控除額	88.退職所得額	89.退職所得控除額	90.退職支払額
91.市町村源泉退職所得割額	92.都道府県源泉退職所得割額	93.勤続年数	94.就職年月日	95.退職年月日	96.総合退職所得額	97.総合退職所得控除額	98.特例適用条文1	99.特例適用条文2	100.特例適用条文3
101.変動所得額	102.前年変動所得額	103.前々年変動所得額	104.臨時所得額	105.平均課税対象金額	106.免税所得額	107.肉用牛売却価格	108.肉用牛免税対象所得額	109.肉用牛免税対象外所得額	110.非課税所得額
111.申告0円所得区分01	112.申告0円所得区分02	113.申告0円所得区分03	114.申告0円所得区分04	115.申告0円所得区分05	116.申告0円所得区分06	117.申告0円所得区分07	118.申告0円所得区分08	119.申告0円所得区分09	120.申告0円所得区分10
121.最高所得区分	122.総所得金額	123.合計所得金額	124.総所得金額等	125.所得税総所得金額	126.所得税合計所得金額	127.所得税総所得金額等	128.総所得損通所得額	129.総合短期損通所得額	130.総合長期損通所得額
131.短期一般損通所得額	132.短期軽減損通所得額	133.長期一般損通所得額	134.長期特定損通所得額	135.長期軽課損通所得額	136.長期特別損通所得額	137.土地等雑損通所得額	138.超短期損通所得額	139.山林損通所得額	140.株式譲渡損通所得額
141.商品先物取引損通所得額	142.退職損通所得額	143.所得税総所得損通所得額	144.所得税総合短期損通所得額	145.所得税総合長期損通所得額	146.所得税短期一般損通所得額	147.所得税短期軽減損通所得額	148.所得税長期一般損通所得額	149.所得税長期特定損通所得額	150.所得税長期軽課損通所得額
151.所得税長期特別損通所得額	152.所得税土地等雑損通所得額	153.所得税超短期損通所得額	154.所得税株式譲渡損通所得額	155.所得税商品先物取引損通所得額	156.所得税山林損通所得額	157.所得税退職損通所得額	158.雑損控除額	159.医療費控除額	160.社会保険料控除額
161.小規模共済控除額	162.生命保険料控除額	163.所得税生命保険料控除額	164.生命保険料支払額	165.個人年金保険料支払額	166.損害保険料控除額	167.所得税損害保険料控除額	168.損害保険料支払額	169.長期損害保険料支払額	170.寄付控除ﾌﾗｸﾞ
171.寄付控除額	172.所得税寄付金控除額	173.合計控除額	174.所得税合計控除額	175.控対配該当ｺｰﾄﾞ	176.配偶者区分	177.配特有無区分ﾌﾗｸﾞ	178.配偶者特別控除額	179.所得税配偶者特別控除額	180.配偶者合計所得金額
181.扶養一般該当人数	182.扶養年少該当人数	183.扶養特定該当人数	184.扶養老人該当人数	185.扶養同居老人該当人数	186.扶養特障該当人数	187.扶養同居特障該当人数	188.扶養普障該当人数	189.未成年該当ｺｰﾄﾞ	190.老年者該当ｺｰﾄﾞ
191.寡婦該当ｺｰﾄﾞ	192.障害者該当ｺｰﾄﾞ	193.勤労学生該当ｺｰﾄﾞ	194.住民税申告区分	195.本専区分	196.配專区分	197.青色專従該当人数	198.白色專従該当人数	199.專従者控除額	200.繰越損失額
201.純損失額	202.譲渡繰越損失額	203.雑損失額	204.特定株式損失額	205.当年純損失額	206.当年譲渡繰越損失額	207.当年雑損失額	208.当年特定株式損失額	209.前純損失額	210.前譲渡繰越損失額
211.前雑損失額	212.前特定株式損失額	213.前々純損失額	214.前々譲渡繰越損失額	215.前々雑損失額	216.前々特定株式損失額	217.所得税総所得課標額	218.所得税短期一般課標額	219.所得税短期軽減課標額	220.所得税長期一般課標額
221.所得税長期特定課標額	222.所得税長期軽課課標額	223.所得税長期特別課標額	224.所得税土地等雑課標額	225.所得税超短期課標額	226.所得税株式課標額	227.所得税商品先物取引課標額	228.所得税山林課標額	229.所得税退職課標額	230.総所得所得税額
231.短期一般所得税額	232.短期軽減所得税額	233.長期一般所得税額	234.長期特定所得税額	235.長期軽課所得税額	236.長期特別所得税額	237.土地等雑所得税額	238.超短期所得税額	239.株式所得税額	240.商品先物取引所得税額
241.山林所得税額	242.退職所得税額	243.所得税配当控除額	244.住宅借入金特別控除額	245.その他特別控除額	246.定年控除前所得税額	247.所得税災害減免額	248.所得税外国税額控除額	249.所得税特別減税額	250.所得税定年控除額
251.定年控除後所得税額	252.所得税額	253.所得税額ﾁｪｯｸﾌﾗｸﾞ	254.総所得課標額	255.短期一般課標額	256.短期軽減課標額	257.長期一般課標額	258.長期特定課標額	259.長期軽課課標額	260.長期特別課標額
261.土地等雑課標額	262.超短期課標額	263.株式課標額	264.商品先物取引課標額	265.山林課標額	266.退職課標額	267.市町村総所得所得割額	268.市町村短期一般所得割額	269.市町村短期軽減所得割額	270.市町村長期一般所得割額
271.市町村長期特定所得割額	272.市町村長期軽課所得割額	273.市町村長期特別所得割額	274.市町村土地等雑所得割額	275.市町村超短期所得割額	276.市町村株式所得割額	277.市町村商品先物取引所得割額	278.市町村山林所得割額	279.市町村退職所得割額	280.市町村算出所得割額
281.市町村配当控除額	282.市町村外国税額控除額	283.市町村調整額	284.市町村特別減税額	285.市町村定年控除額	286.市町村免税額	287.市町村所得割額	288.市町村端数切捨所得割額	289.市町村特別減税前所得割額	290.市町村定年控除前所得割額
291.市町村均等割額	292.市町村民税額	293.都道府県総所得所得割額	294.都道府県短期一般所得割額	295.都道府県短期軽減所得割額	296.都道府県長期一般所得割額	297.都道府県長期特定所得割額	298.都道府県長期軽課所得割額	299.都道府県長期特別所得割額	300.都道府県土地等雑所得割額
301.都道府県超短期所得割額	302.都道府県株式所得割額	303.都道府県商品先物取引所得割額	304.都道府県山林所得割額	305.都道府県退職所得割額	306.都道府県算出所得割額	307.都道府県配当控除額	308.都道府県外国税額控除額	309.都道府県調整額	310.都道府県特別減税額
311.都道府県定年控除額	312.都道府県免税額	313.都道府県所得割額	314.都道府県端数切捨所得割額	315.都道府県特別減税前所得割額	316.都道府県定率控除前所得割額	317.都道府県均等割額	318.都道府県民税額	319.課税非課税区分ｺｰﾄﾞ	320.所得割非課税ﾌﾗｸﾞ
321.均等割非課税ﾌﾗｸﾞ	322.年税額	323.市町村所得割減免額	324.市町村均等割減免額	325.都道府県均等割減免額	326.都道府県均等割減免額	327.予備金額1	328.予備金額2	329.予備金額3	330.予備金額4
331.予備金額5	332.予備項目1	333.予備項目2	334.予備項目3	335.予備項目4	336.予備項目5	337.退職用履歴判定	338.株式譲渡上場所得額	339.所得税株式譲渡上場所得額	340.所得税株式譲渡所得額
341.株式譲渡ﾌﾗｸﾞ	342.株式譲渡上場損通所得額	343.所得税株式譲渡上場損通所得額	344.株式上場課標額	345.所得税株式上場課標額	346.肉牛軽減課標額	347.市町村株式上場所得割額	348.都道府県株式上場所得割額	349.市町村肉牛軽減所得割額	350.都道府県肉牛軽減所得割額
351.株式上場控除税額	352.肉牛軽減所得税額	353.株式含む合計所得金額	354.先物取引損失額	355.当年先物取引損失額	356.前先物取引損失額	357.前々先物取引損失額	358.配当割控除額	359.株式譲渡割控除額	360.市町村定率控除後所得割額
361.都道府県定率控除後所得割額	362.控除超過額	363.居住用特定譲渡所得額	364.居住用特定譲渡所得額	365.市町村株式譲渡配当割控除額	366.都道府県株式譲渡配当割控除額	367.市町村65歳以上の特例控除額	368.都道府県65歳以上の特例控除額	369.市町村調整控除額	370.都道府県調整控除額
371.市町村控除不足額	372.都道府県控除不足額	373.市町村内充当額	374.都道府県内充当額	375.市町村外充当額	376.都道府県外充当額	377.標準税率市町村総所得	378.標準税率市町村山林	379.標準税率市町村退職	380.標準税率市町村算出所得割
381.標準税率市町村調整額	382.標準税率定率控除前市町村所得割	383.標準税率定率控除後市町村所得割額	384.標準税率市町村65歳以上の特例控除額	385.標準税率市町村所得割	386.標準税率市町村所得割端数切捨	387.標準税率市町村均等割	388.標準税率都道府県総所得	389.標準税率都道府県山林	390.標準税率都道府県退職
391.標準税率都道府県算出所得割	392.標準税率都道府県調整額	393.標準税率定率控除前都道府県所得割	394.標準税率定率控除後都道府県所得割額	395.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額	396.標準税率都道府県所得割	397.標準税率都道府県所得割端数切捨	398.標準税率都道府県均等割	399.政党等寄付金特別控除額	400.耐震改修特別控除額
401.住宅借入金特別控除可能額	402.市町村住宅借入金特別控除可能額	403.都道府県住宅借入金特別控除可能額	404.市町村税源移譲減額	405.都道府県税源移譲減額	406.標準税率市町村税源移譲減額	407.標準税率都道府県税源移譲減額	408.国税更正日	409.登録区分	410.寄附金控除自治体分
411.寄附金控除都道府県指定分	412.寄附金控除市町村指定分	413.内私的年金支払額	414.住民税年金種別	415.基礎控除対象ﾌﾗｸﾞ	416.市町村寄附金控除額	417.都道府県寄附金控除額	418.内年金ﾌﾗｸﾞ	419.内特徴ﾌﾗｸﾞ	420.三徴収ﾌﾗｸﾞ
421.居住開始年月日	422.住宅控除区分	423.住宅借入金残高	424.居住開始年月日2	425.住宅控除区分2	426.住宅借入金残高2	427.山林純損失額	428.当年山林純損失額	429.前山林純損失額	430.前々山林純損失額
431.株式配当損失額	432.分離配当所得額	433.分離配当損通所得額	434.所得税分離配当損通所得額	435.投資等税額控除額	436.所得税肉牛軽減課標額	437.所得税分離配当課標額	438.分離配当課標額	439.所得税分離配当所得額	440.市町村分離配当所得割額
441.都道府県分離配当所得割額	442.年金本徴収ﾌﾗｸﾞ	443.年金仮徴収月数	444.年金仮徴収期別税額	445.控除不足反映済額	446.徴収税額特徴分	447.市町村所得割額特徴分	448.市町村均等割額特徴分	449.都道府県所得割額特徴分	450.都道府県均等割額特徴分
451.徴収税額普徴分	452.市町村所得割額普徴分	453.市町村均等割額普徴分	454.都道府県所得割額普徴分	455.都道府県均等割額普徴分	456.徴収税額半額年金分	457.市町村所得割額半額年金分	458.市町村均等割額半額年金分	459.都道府県所得割額半額年金分	460.都道府県均等割額半額年金分
461.徴収税額年金分	462.市町村所得割額年金分	463.市町村均等割額年金分	464.都道府県所得割額年金分	465.都道府県均等割額年金分	466.標準税率徴収税額特徴分	467.標準税率市町村所得割額特徴分	468.標準税率市町村均等割額特徴分	469.標準税率都道府県所得割額特徴分	470.標準税率都道府県均等割額特徴分
471.標準税率徴収税額普徴分	472.標準税率市町村所得割額普徴分	473.標準税率市町村均等割額普徴分	474.標準税率都道府県所得割額普徴分	475.標準税率都道府県均等割額普徴分	476.標準税率徴収税額半額年金分	477.標準税率市町村所得割額半額年金分	478.標準税率市町村均等割額半額年金分	479.標準税率都道府県所得割額半額年金分	480.標準税率都道府県均等割額半額年金分
481.標準税率徴収税額年金分	482.標準税率市町村所得割額年金分	483.標準税率市町村均等割額年金分	484.標準税率都道府県所得割額年金分	485.標準税率都道府県均等割額年金分	486.年金内訳切替ﾌﾗｸﾞ	487.徴収税額変更ﾌﾗｸﾞ	488.特徴内訳保有ﾌﾗｸﾞ	489.編集用予備項目	490.新生命保険料支払額
491.新個人年金保険料支払額	492.介護保険料支払額	493.予備金額6	494.予備金額7	495.予備金額8	496.予備金額9	497.予備金額10	498.予備項目6	499.予備項目7	500.予備項目8
501.予備項目9	502.予備項目10	503.寄附金控除特例分	504.市町村申告特例控除額	505.都道府県申告特例控除額	506.特定中小株式損失額	507.当年特定中小株式損失額	508.前特定中小株式損失額	509.前々特定中小株式損失額	510.医療費控除額特例分
511.予備項目16	512.予備項目17	513.予備項目18	514.予備項目19	515.予備項目20	516.予備項目11	517.予備項目12	518.予備項目13	519.予備項目14	520.予備項目15
521.予備項目16	522.予備項目17	523.予備項目18	524.予備項目19	525.予備項目20					

（2）徴収情報

1.自治体ｺｰﾄﾞ	2.個人番号	3.対象年度	4.徴収区分	5.通知書番号	6.徴収ﾃﾞｰﾀ内連番	7.徴収ﾃﾞｰﾀ内ｻﾌﾞ連番	8.事業所個人番号	9.履歴番号	10.ｻﾌﾞ履歴番号
11.初期登録業務日時	12.更新業務日時	13.更新ｼｽﾃﾑ日時	14.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名	15.更新ﾕｰｻﾞID	16.有効ﾌﾗｸﾞ	17.決裁状態	18.旧自治体ｺｰﾄﾞ	19.履歴判定	20.決議年月日
21.住民税受給者番号	22.普徴事業所番号	23.住民税異動区分ｺｰﾄﾞ	24.住民税異動事由ｺｰﾄﾞ1	25.住民税異動事由ｺｰﾄﾞ2	26.異動年月日	27.還付加算用住民税更正事由	28.法定納期限等	29.変更開始月期	30.徴収済月期
31.併徴普徴変更期	32.併徴普徴徴収済期	33.隠時処理ﾌﾗｸﾞ	34.差引賦課税額	35.既課税額	36.期別06月01期税額	37.賦課年度01	38.納期限01	39.期別07月02期税額	40.賦課年度02
41.納期限02	42.期別08月03期税額	43.賦課年度03	44.納期限03	45.期別09月04期税額	46.賦課年度04	47.納期限04	48.期別10月05期税額	49.賦課年度05	50.納期限05
51.期別11月06期税額	52.賦課年度06	53.納期限06	54.期別12月07期税額	55.賦課年度07	56.納期限07	57.期別01月08期税額	58.賦課年度08	59.納期限08	60.期別02月09期税額
61.賦課年度09	62.納期限09	63.期別03月10期税額	64.賦課年度10	65.納期限10	66.期別04月11期税額	67.賦課年度11	68.納期限11	69.期別05月12期税額	70.賦課年度12
71.納期限12	72.期別13期税額	73.賦課年度13	74.納期限13	75.期別14期税額	76.賦課年度14	77.納期限14	78.期別15期税額	79.賦課年度15	80.納期限15
81.期別16期税額	82.賦課年度16	83.納期限16	84.期別17期税額	85.賦課年度17	86.納期限17	87.期別18期税額	88.賦課年度18	89.納期限18	90.退避用履歴判定
91.収納過年度更正ﾌﾗｸﾞ	92.充当額	93.還付額	94.期別06月01期充当	95.期別07月02期充当	96.期別08月03期充当	97.期別09月04期充当	98.期別10月05期充当	99.期別11月06期充当	100.期別12月07期充当
101.期別01月08期充当	102.期別02月09期充当	103.期別03月10期充当	104.期別04月11期充当	105.期別05月12期充当	106.期別13期充当	107.期別14期充当	108.期別15期充当	109.期別16期充当	110.期別17期充当
111.期別18期充当	112.返戻01期	113.返戻課税年度01	114.返戻納期限01	115.返戻02期	116.返戻課税年度02	117.返戻納期限02	118.返戻03期	119.返戻課税年度03	120.返戻納期限03
121.返戻04期	122.返戻課税年度04	123.返戻納期限04	124.返戻05期	125.返戻課税年度05	126.返戻納期限05	127.差引課税額年金分	128.期別06月01期税額年金分	129.期別07月02期税額年金分	130.期別08月03期税額年金分
131.期別09月04期税額年金分	132.期別10月05期税額年金分	133.徴収税額特徴内訳分	134.市町村所得割額特徴内訳分	135.市町村均等割額特徴内訳分	136.都道府県所得割額特徴内訳分	137.都道府県均等割額特徴内訳分			

（3）基本台帳情報

1.自治体ｺｰﾄﾞ	2.個人番号	3.対象年度	4.履歴番号	5.ｻﾌﾞ履歴番号	6.初期登録業務日時	7.更新業務日時	8.更新ｼｽﾃﾑ日時	9.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名	10.更新ﾕｰｻﾞID
11.有効ﾌﾗｸﾞ	12.決裁状態	13.旧自治体ｺｰﾄﾞ	14.地域台帳番号	15.世帯台帳番号	16.個人台帳番号	17.世帯番号	18.混合世帯番号	19.氏名カナ	20.編集済氏名カナ
21.氏名漢字	22.編集済氏名漢字	23.宛名郵便番号	24.宛名住所ｺｰﾄﾞ	25.宛名住所	26.宛名地番	27.宛名地番数値1	28.宛名地番数値2	29.宛名地番数値3	30.宛名方書カナ
31.宛名方書漢字	32.世帯主氏名カナ	33.世帯主氏名漢字	34.性別区分	35.生年月日	36.元号ﾌﾗｸﾞ	37.続柄ｺｰﾄﾞ	38.続柄名称漢字	39.電話番号	40.宛名行政区ｺｰﾄﾞ
41.住民区分	42.宛名消除区分	43.宛名増減事由ｺｰﾄﾞ	44.増減異動日	45.記載順位	46.旧氏名カナ	47.旧氏名漢字	48.外国人本名	49.検索用氏名カナ	50.検索用旧氏名カナ
51.遡り異動対象区分ﾌﾗｸﾞ	52.遡り対象判定年月日								

（4）年金特徴情報

1.自治体ｺｰﾄﾞ	2.対象年度	3.個人番号	4.履歴番号	5.ｻﾌﾞ履歴番号	6.初期登録業務日時	7.更新業務日時	8.更新ｼｽﾃﾑ日時	9.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名	10.更新ﾕｰｻﾞID
11.有効ﾌﾗｸﾞ	12.決裁状態	13.旧自治体ｺｰﾄﾞ	14.履歴判定	15.ﾚｺｰﾄﾞ区分	16.府県ｺｰﾄﾞ	17.住民税市町村ｺｰﾄﾞ	18.特別徴収義務者ｺｰﾄﾞ	19.通知内容ｺｰﾄﾞ	20.年金特徴予備1
21.特別徴収制度ｺｰﾄﾞ	22.作成西暦年	23.作成月	24.作成日年金特徴	25.年金保険者用整理番号1	26.年金ｺｰﾄﾞ	27.年金特徴予備2	28.生年月日年	29.生年月日月	30.生年月日日
31.性別区分	32.年金特徴氏名カナ	33.氏名カナｼﾌﾄｺｰﾄﾞ	34.年金特徴氏名漢字	35.氏名漢字ｼﾌﾄｺｰﾄﾞ	36.住所郵便番号	37.年金特徴住所カナ	38.住所カナｼﾌﾄｺｰﾄﾞ	39.年金特徴住所漢字	40.住所漢字ｼﾌﾄｺｰﾄﾞ
41.年金特徴各種区分	42.年金特徴処理結果	43.後期移管ｺｰﾄﾞ	44.各種西暦年	45.各種月	46.各種日	47.年金特徴金額1	48.年金特徴金額2	49.年金特徴金額3	50.年金特徴予備3
51.年金保険者用整理番号2	52.生年月日	53.作成年月日	54.各種年月日	55.通知書番号	56.年金支給額	57.源泉徴収税額	58.介護1月定期支払額	59.国保10月定期支払額	60.後期10月定期支払額
61.期別10月税額	62.期別12月税額	63.期別02月税額	64.期別04月税額	65.期別06月税額	66.期別08月税額	67.期別10月納付額	68.期別12月納付額	69.期別02月納付額	70.期別04月納付額
71.期別06月納付額	72.期別08月納付額	73.特徴停止年月日	74.特徴非該当ﾌﾗｸﾞ	75.特徴非該当事由ｺｰﾄﾞ	76.個人番号確定ﾌﾗｸﾞ	77.対象月	78.ﾊﾞｯﾁ連番	79.入力順	80.徴収ﾌﾗｸﾞ
81.年金特徴判定ﾌﾗｸﾞ									

（5）扶養情報

1.自治体ｺｰﾄﾞ	2.履歴番号	3.ｻﾌﾞ履歴番号	4.個人番号	5.対象年度	6.初期登録業務日時	7.更新業務日時	8.更新ｼｽﾃﾑ日時	9.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名	10.更新ﾕｰｻﾞID
11.有効ﾌﾗｸﾞ	12.決裁状態	13.旧自治体ｺｰﾄﾞ	14.処理状況ｺｰﾄﾞ	15.決議ﾌﾗｸﾞ	16.最新判定	17.仮最新判定	18.退避最新判定	19.通番	20.決議用処理年月日
21.決議年月日	22.世帯外区分該当ｺｰﾄﾞ	23.扶養者個人番号	24.配偶者個人番号	25.扶養区分該当ｺｰﾄﾞ	26.扶養区分該当ｺｰﾄﾞ	27.障害者区分該当ｺｰﾄﾞ	28.同居特障区分該当ｺｰﾄﾞ	29.同居老人区分該当ｺｰﾄﾞ	30.専従区分該当ｺｰﾄﾞ
31.専従申告区分該当ｺｰﾄﾞ	32.専従者給与入力ﾌﾗｸﾞ	33.専従者給与所得額	34.合計所得入力ﾌﾗｸﾞ	35.合計所得金額	36.決議起因決議用処理年月日	37.株式含む合計所得金額			

（別紙１）　特定個人情報の提供先（番号法第１９条第８号別表第２）

No.	項	提供先	提供先における用途
1	1	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	4	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	6	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	8	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	9	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	11	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	16	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	18	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	20	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	23	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	26	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	27	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	28	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	29	厚生労働大臣又は共済組合等	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	31	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	34	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	35	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	37	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	38	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	39	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	40	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
24	42	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	項	提供先	提供先における用途
25	48	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
26	53	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
27	54	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
28	57	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
29	58	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
30	59	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
31	61	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
32	62	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
33	63	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
34	64	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
35	65	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
36	66	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
37	67	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
38	70	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
39	71	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
40	74	市町村長（児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。）	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
41	80	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
42	84	厚生労働大臣	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
43	85-2	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
44	87	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
45	91	厚生労働大臣	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

No.	項	提供先	提供先における用途
46	92	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
47	94	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
48	97	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
49	101	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
50	102	農林漁業団体職員共済組合	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付（同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。）若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
51	103	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
52	106	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
53	107	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
54	108	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
55	113	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
56	114	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
57	115	平成二十三年法律第五十六号附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会	平成二十三年法律第五十六号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
58	116	市町村長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
59	117	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
60	120	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

（別紙２）　特定個人情報の移転先（番号法第９条第１項別表第１）

No.	移転先	項	移転先における用途
1	健康福祉部高齢・障がい福祉課、保育課	8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康福祉部健康課	10	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	健康福祉部生活支援課	15	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
4	総務部収納推進課	16	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
5	都市整備部建住宅政策課	19	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	健康福祉部医療保険課	30	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	健康福祉部医療保険課	31	国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの
8	都市整備部建住宅政策課	35	住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	健康福祉部子育て応援課	37	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	健康福祉部高齢・障がい福祉課	41	老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	健康福祉部子育て応援課	44	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	健康福祉部子育て応援課	45	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	健康福祉部高齢・障がい福祉課	46	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
14	健康福祉部高齢・障がい福祉課	47	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
15	健康福祉部健康課	49	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
16	健康福祉部子育て応援課	56	児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
17	健康福祉部医療保険課	59	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
18	健康福祉部生活支援課	63	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
19	健康福祉部介護保険課	68	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
20	健康福祉部高齢・障がい福祉課	84	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
21	健康福祉部保育課	94	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業に実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

（別紙３）　特定個人情報の移転先（伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第２）

No.	移転先	項	移転先における用途
1	健康福祉部高齢・障がい福祉課	2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
2	健康福祉部生活支援課	3	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3	健康福祉部高齢・障がい福祉課	4	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4	健康福祉部医療保険課	5	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例による一人親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5	健康福祉部医療保険課	6	伊勢市福祉医療費の助成に関する条例によるこどもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

（別紙４）　特定個人情報の提供先（伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第３）

No.	提供先	項	提供先における用途
1	教育委員会	4	学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの